

内閣官房長官  
菅 義偉 様

## 介護事業者への新型コロナウイルス感染症特別貸付の活用について（要望）

令和2年4月13日

全国介護事業者政治連盟  
会長 久野義博



新型コロナウイルス感染症の感染拡大が都市部において深刻化する中、国民一丸となった対策が急務であるとの認識のもと、国民生活の安全を守るための社会インフラたる介護サービスは、途切れることなく実施できる体制の構築が急務であります。

そのような中、4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が7都府県に対して発出され、緊急事態措置により対象となる地域全域に休業要請を行う施設の内容が明らかになるとともに、首都圏では一体となって新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じていくこととしています。

これまでに愛知県名古屋市において、デイサービス事業所が休業要請を受けて、事業所の休止や利用キャンセル（利用控え）が相次ぎ、また他の地域では在宅系サービスや施設系サービス事業所においても感染者発生が報告が多数上がっております。

感染者発生による営業自粛や休業また風評被害などによる収入面での減収によって中小企業を中心とした介護事業者の手持ち資金が枯渇し、事業継続が危ぶまれており、複数事業者が倒産の危機に直面しております。引いては地域社会・経済への影響も今後増々広がりつつあると考えられます。

政府の緊急対応策の一つとして中小企業の資金繰り支援である「無利子・無担保融資」の新たな融資制度が始まりましたが、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」制度ならびに貸付額（枠）について、重大局面に差し掛かっている介護事業者には今までの損失や今後の運営費を補うには必要な資金源となるはずですが、使い易く・分かり易い制度運用を図るべく、以下の事項を「介護事業者への新型コロナウイルス感染症特別貸付の活用について（要望）」として取りまとめ致しました。

## ◆要望事項

### (1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付融資限度額(枠)の拡大

- ・日本政策金融公庫では、中小事業と国民事業により融資限度額(枠)は異なる。
- ・中小(企業)事業とは、資本金1000万円以上の製造業等を営む中小企業を対象とした融資期間が5年以上の長期貸付が中心となる事業規模が大きい企業向けに行う融資事業である・・・本特別貸付の融資限度額3億円
- ・国民(生活)事業とは、小規模事業や個人事業を対象とした平均融資額約600万円程度の事業となり、融資先として飲食店や工務店などの地域企業などが中心となっている事業主に対しての融資事業である・・・本特別貸付の融資限度額6,000万円
- ・介護事業は国民事業の枠に該当するとされているが、サービス種別により事業規模は大きく異なる。在宅系サービスは、事業開始にあたり大きな設備投資は必要なく、極端な話アパートの一室からでも開始可能である。しかしながら、通所系サービスや施設系サービスは施設基準、1人当たりの㎡数等の厳格な基準が設けられている為、相応の設備なくして事業開始は出来ないなど、介護事業を国民事業のひと枠にまとめて融資限度額(枠)を設定するには無理があると考えられる。

・そこで、実効性のある制度とする為に多くの介護事業者が使用出来るよう国民事業の融資限度額(枠)を6,000万円から3億円まで拡大していただき、新型コロナウイルス感染症によって業況が悪化している介護事業者にとって救いの手となるよう柔軟性のある制度運用の改善を要望致します。